

The Ogura Times

港区と区議会をもっと身近に

港区議会議員 小倉りえこ

2020.10 港区政レポート Vol.22

令和元年度決算審議を含む、港区議会第3回定例会が開催されました。



区議会議員1期目の4年間は年に2度の一般質問の機会を頂いていました。2期目となり登壇の機会は減っていますが、会派代表質問のいくつかを担当しています。6月に開催された第2回定例会では福祉総合窓口について、今回の第3回定例会では感染症や予防接種に関する質問を提供しました。

新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて

8月に日本感染症学会がまとめた提言書では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合は、既存のインフルエンザワクチンの接種を強く推奨するとされています。厚生労働省も同様に接種を推奨しており、特に65歳以上の高齢者、医療従事者、持病があるリスク群、乳児から小学校低学年までと、優先度を定め接種を呼びかけています。港区では今後広く区民に向け、新型コロナ流行下におけるインフルエンザ予防接種の効果や重要性について周知・啓発を含めた情報提供を進めていく予定です。

Q: 特徴的な症状が無い場合、新型コロナとインフルエンザは検査以外に判別は困難。発熱性疾患は多数あることから、医療機関や保健所がこれまで以上に混乱することは避けるべき。流行期に備え、独自で体制整備ができるのではないか。

区長 → 今後の同時発生の可能性に備え、区民の相談から地域医療機関での診療・検査がスムーズにできる体制構築に向けて、区と病院等の協力体制を強化していく。

予防接種率向上のための体制づくり

予防接種には大きな意義があります。「**個人を守る**」「**接種人数を増やして感染拡大を防ぐ**」そして「**予防接種を受けられない人たちを感染症から守る**」の3点です。集団生活を送る時間の多い環境で予防接種は非常に重要ですが、その中でも小児への接種は保護者の価値観に大きく影響されます。

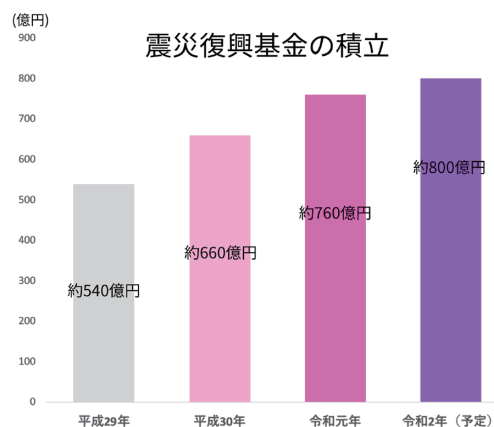
Q: すべての区民にかかりつけ医がいるとは限らない。専門家による予防接種についての情報提供や、不安を感じる方への相談が可能となる取り組みが必要では。



はしか、風しん、etc...

区長 → 安心して相談できる体制が必要。保護者が予防接種に対する不安や疑問を相談できる体制づくりを積極的に進め、予防接種率の向上を図る。

震災復興基金の活用指針



昨年の定例会にて、1,000億円を積み立てる震災復興基金の具体的な活用方針が未だ無いことを指摘しました。あれから1年経過し、決算特別委員会で進捗を確認したところ、現在は検討作業の詰め段階であり、可能な限り早期に取りまとめる準備をしているとのこと。



教育委員会と区長部局の情報共有の改善を求めました。縦割りの行政システム上、保育園は区長部局、幼稚園は教育委員会の管轄です。特別な支援が必要な未就学児の保護者は区立小学校の入学に関して不安があることが多くあり、教育センターで広く相談を受け付けているといいますが、多くの方には知られていません。

今後は区内幼稚園や保育園に就学相談のリーフレットを配布し、幅広く周知していただけることになりました。未就学の段階における取り組みの他、区立学校に通わなくなる年齢以降（教育委員会管轄ではなくなる中学卒業後）の対応も並行で取り組み、支援が必要な子供と保護者が取り残されないような体制づくりが強化されます。

区民センターホールの利用に関して昨年の議会で改善を申し入れています。特に利用の申込をする期間が短いと利用者から意見があったことがきっかけで、利便性の向上に繋がたいと考えています。現在は優先団体は4ヶ月前から、それ以外の団体や個人は1ヶ月前からしか申し込まず、用途によっては抽選結果に限らず事前準備が間に合いません。

今後の方向性として、年1度職員が手作業で行っている「特例の利用申込」を他の会議室等と同様に「施設予約システム」で毎月予約申込ができるように、また予約の申込期間の見直しを検討するという答弁がありました。また、区民センターにおけるイベント時の録画・公開制限は既に改善がされており、今はYouTube等に動画を公開して活動を広くPRできるようになっています。



高輪区民センターホール

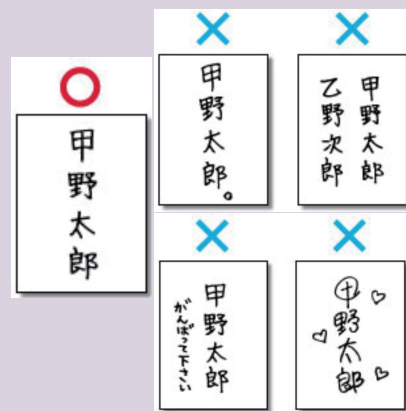


鳩への餌やりによる苦情や相談が港区には多くあり、注意喚起の張り紙や看板、青色防犯パトロールだけでは改善は難しいのが現状です。餌やりによる苦情の多くはフン被害です。

区役所には色々に対応をしていますが、そろそろ啓発だけでは限界があるため一歩進んだ対策の検討を求めました。都内でも条例を定めている区もあり、取り組みの事例や条例施行後の効果など、調べるところからなるようです。

港区で実施される選挙では毎回1,000票以上の**無効票**があります。その中でも「候補者氏名のほか、他事を記載したもの」という**他事記載**と呼ばれ、マルなどを書いただけでも公職選挙法上無効となる票があります。無効票の大半は白票ですが、他事記載による無効票も毎回あるようです（直近では区議選7票、区長選5票、都知事選22票）。

昨年の港区議会議員選挙では1票差で当落が分かれました。どのような記載が他事記載に該当して無効になるか、有権者の多くは知りません。自ら情報を探さないと知ることができない仕組みになっていることから、投票所や選挙広報に無効例票を掲げてもらいたいことを伝えましたが、誘導に繋がる恐れがあるため難しいという回答がありました。しかしホームページ等でイラストなどわかりやすい周知方法が検討される予定です。



無効例（奈良県大和高田市ホームページより）

小倉りえこ 決算質疑 【総務費】選挙（投票所の本人確認、無効票を減らす取り組み）、区民ホールの予約方法の見直し、震災復興基金【環境清掃費】喫煙所設置費用助成（設置件数、要綱の見直し）、野鳥への餌やり【衛生費】健康相談事業、健康サポート薬局【教育費】区長部局との連携 公式ウェブサイトで公開しています。

港区議会議員 小倉りえこ

◆港区麻布十番出身 港区立東町小学校卒 ◆米国サウスカロライナ大学理学部生物学科卒

◆バイオベンチャー、製薬企業の医薬品研究開発職から港区議会議員へ。現在2期目。

◆港区議会自民党議員団 副幹事長・保健福祉常任委員会 副委員長

〒106-0047 港区南麻布1-4-21-601



小倉りえこウェブサイト



YouTube チャンネル